

3 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
番号	件名	先議院	提出月日	付託委員会	委員会	本会議	付託委員会	委員会	本会議	備考
6※	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	五、二、五	五、二、五 （予）	五、三、二九	五、三、二九	五、二、五	五、二、三三	五、二、二五	
6 9	皇太子徳仁親土の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案	〃	四、二〇	四、二〇 （予）	四、二七	四、二八	四、二〇	四、三二	四、三二	
3 2国会 1 6	自衛隊法の一部を改正する法律案	〃	四、三、一〇	六、八	未了	未了	一、二三 安否保障	六、一	六、三	五、四、一七 衆本会議趣旨説明 六、八 参本会議趣旨説明

・議決案件（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
番号	件名	先議院	提出月日	付託委員会	委員会	本会議	付託委員会	委員会	本会議	備考
1	日本国憲法第八条の規定による議決案	衆	五、四、二〇	五、四、二〇 （予）	五、四、二七	五、四、二八	五、四、二〇	五、四、三二	五、四、三二	

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。なお、七十五歳以上の者に係る最低保障額については、更に引き上げる。
- 三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十二万九千九百円（現行十一万九千四百円）に引き上げる。
- 四、傷病恩給の基本年額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。
- 五、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成五年四月分以降、傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては三十七万六千円（現行三十五万九千三百円）に、第二款症以

下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては二十七万八千円（現行二十六万九千五百円）に、それぞれ引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、七万五千二百五十円（現行七万二千八百五十円）に引き上げる。

- 六、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成五年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十四万八千二百円（現行二十四万四千二百円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十四万八千八百円（現行十三万九千五百円）に、それぞれ引き上げる。
- 七、本法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月分から二・六六%引き上げるほか、七十五歳以上の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額並びに傷病者遺族特別年金の年額についてさらに引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を本年四月分からそれぞれ引き

上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給改定方式のあり方、各種加算の改善問題、戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目からなる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

(閣法第六九号)

要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 一、皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日(平成五年六月九日)を休日とする。
- 二、本法律案に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日に関する法律に規定する日とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして御報告申し上げます。

まず、皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案は、本年六月九日に国の儀式として行われる皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀に際し、国民こぞって祝意を表するため、結婚の儀の行われる日を休日としようとするものであります。

次に、日本国憲法第八条の規定による議決案は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、皇太子徳仁親王殿下の御結婚に際し、平成五年七月三十日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため五百万円以内を賜与すること、並びに、平成五年六月一日から七月二十日までの間において、内閣の定める基準により、皇太子徳仁親王殿下の婚姻を祝うために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、皇太子徳仁親王結婚の儀の日取り決定の経過、結婚の儀を国の儀式とした理由、皇室に係る国の儀式の範囲等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本国憲法第八条の規定による議決案（閣議第一号）

要旨

本議決案は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、皇太子徳仁親王の結婚の儀に際して、

- 一、平成五年七月三十日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、五百万円以内を賜与すること、
 - 二、平成五年六月一日から同年七月二十日までの間において、内閣の定める基準により、皇太子徳仁親王の婚姻を祝するため、贈与される物品を譲り受けること、
- ができるようにするものである。

委員長報告

前ページ参照